

共生型放課後等デイサービス

重要事項説明書

デイサービス桜花

エフビー介護サービス株式会社

共生型放課後等デイサービス 重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0267-26-0807 (受付時間 : 月曜日～金曜日、9時～17時)
 担当 管理者 高橋 愛香

1. 概要

(1) 法人の概要

名 称 エフビー介護サービス株式会社
 代表者役職・氏名 代表取締役・柳澤美穂
 法人所在地 長野県佐久市長土呂159番地2
 電話番号 0267-88-8188

(2) 事業所の概要

| | |
|--------------|---|
| 事業所名 | デイサービス桜花 |
| 所在地 | 長野県小諸市大字八満68番地1 |
| 事業所連絡先 | 電話番号 0267-26-0807 FAX番号 0267-26-0818 |
| 事業所番号 | 2050800131 (指定年月日 : 2019年5月1日) |
| 事業所管理者 | 高橋 愛香 |
| 児童発達支援管理責任者 | 高橋 愛香 |
| サービスの主たる対象者 | 障がい児 (身体障害、知的障害、発達障害、精神障害のある18歳未満の児童や難病等対象者) |
| 通常の事業の実施地域 | 小諸市、佐久市 (旧佐久市内)、御代田町 |
| 利用定員 | 18名 (事業所が行う他サービスの定員を含む) |
| 事業所が行う他のサービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護 2070800566 ・ 総合支援事業通所介護相当サービス 2070800566 ・ 共生型生活介護 2010800239 ・ 共生型児童発達支援 2050800131 ・ 日中一時支援事業 (小諸市 23・佐久市 8090000028・御代田町 201901) |
| 営業日 | 月曜日～土曜日 (ただし年末年始を除く) |
| 営業時間 | 8時30分～17時30分 |
| サービス提供時間 | ① 15時30分～17時30分 (授業終了後に行う場合) ② 8時30分～17時30分 (学校の休業日に行う場合) |

(3) 事業所の設備の概要

| | |
|-------------|--------------|
| 食堂兼機能訓練室 | 1室 42.23㎡ |
| 地域交流室兼機能訓練室 | 1室 19.98㎡ |
| 機能訓練室 | 2室 (各13.45㎡) |
| 浴室 | 一般浴槽 |
| 静養室 | 1室2床 |
| 相談室 | 1室 |
| 送迎車 | 4台 |

(4) 事業所の職員体制

| 職 種 | 職員数 | 業務内容 |
|-------------|------|-------------------------------|
| 管理者 | 1名 | 職員及び業務の管理 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1名以上 | 利用申込みに係る調整・相談・援助、通所支援計画書の作成 等 |
| 児童指導員 | 1名以上 | 利用者様へのサービスの提供 |
| 障害福祉サービス経験者 | 1名以上 | |
| 生活支援員 | 1名以上 | |
| 看護職員 | 2名以上 | 利用者様の心身状況の把握、健康管理等 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 | 利用者様の心身状態の維持・向上のための訓練・助言 等 |
| 事務員 | 1名以上 | 事務業務 |

2. 当事業所の特徴

(1) 事業の目的

利用者様及び通所給付決定保護者様（以下「保護者様」という）の意思及び人格を尊重し、その立場に立った適切な共生型放課後デイサービスの提供を確保することを目的とします。

(2) 事業の方針

- ① 利用者様が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
- ② 地域との結び付きを重視し利用者様及び保護者様が所在する市町村、他事業者との密接な連携に努めます。
- ③ 前各号のほか児童福祉法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容、その他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

3. サービスの内容

(1) 事業所で行う共生型放課後デイサービスの内容は、次のとおりです。

- ① 通所支援計画の作成
- ② 基本事業
 - ア) 日常生活訓練
 - イ) 集団生活適応訓練
 - ウ) 創作的活動
 - エ) 生活相談
 - オ) 介護方法の指導
 - カ) 健康指導
- ③ 介護サービス 更衣、排泄等の身体介助を行います。
- ④ 給食サービス 食事の提供を行います。
- ⑤ 送迎サービス 利用者様の自宅や学校～事業所間の送迎を行います。

4. 料金

(1) 利用料金

提供するサービスについて厚生労働省の告示の単価（料金表）による利用料が発生します。保護者が属する世帯の所得に応じて負担上限月額が設定され、利用料の1割または負担上限

月額のうちどちらか額の小さい方が1か月あたりの負担額となります。（負担上限月額以上の負担は発生しません。）

① 基本料金

| | | |
|---------------------|------------|-------------|
| 共生型放課後 デイサービス給付費 | 授業終了後に行う場合 | 学校の休業日に行う場合 |
| 利用料 | 4,300円/日 | 5,070円/日 |
| 利用者様負担額 | 430円/日 | 507円/日 |

② 加算

ア) 事業所の体制状況に応じて料金が加算されます。

| 加算項目 | 加算要件 | 料金 | 1割の場合 |
|--------------------|--|--------------|--------|
| 福祉専門職員 配置加算Ⅰ | 生活支援員のうち有資格者 (社会福祉士介護福祉士等) が35%以上の場合 | 150円/日 | 15円/日 |
| 福祉専門職員 配置加算Ⅱ | 生活支援員のうち有資格者 (社会福祉士介護福祉士等) が25%以上の場合 | 100円/日 | 10円/日 |
| 福祉専門職員 配置加算Ⅲ | 生活支援員等のうち常勤 職員が75%以上または 勤続3年以上の常勤職員が 30%以上の場合 | 60円/日 | 6円/日 |
| 共生型サービス 体制強化加算Ⅰ | 児童発達支援管理責任者と 保育士または児童指導員を 各1名ずつ配置する場合 | 1,810円 /日 | 181円/日 |
| 共生型サービス 体制強化加算Ⅱ | 児童発達管理責任者を配置 する場合 | 1,030円 /日 | 103円/日 |
| 共生型サービス 体制強化加算Ⅲ | 保育士または児童指導員を 配置する場合 | 780円/日 | 78円/日 |

イ) 事業所がとった対応に応じて料金が加算されます。

| 加算項目 | 加算要件 | | 料金 | 1割の場合 |
|---------------------------|---|---|--------------|--------|
| 家族支援加算Ⅰ イ (居宅訪問 1時間以上) | 個別 の 相 談 援 助 等 | 利用者様の居宅 を訪問もしくは 事業所内やオン ラインにて利用 者様及びご家族 等に対する相談 援助等の支援を 行った場合 【月4回まで】 | 3,000円 /回 | 300円/回 |
| 家族支援加算Ⅰ ロ (居宅訪問 1時間未満) | | | 2,000円 /回 | 200円/回 |
| 家族支援加算Ⅰ ハ (事業所等で対面) | | | 1,000円 /回 | 100円/回 |
| 家族支援加算Ⅰ ニ (オンライン) | | | 800円/回 | 80円/回 |
| 家族支援加算Ⅱ イ (事業所等で対面) | のグ 相 ル 等 談 援 プ 助 で | | 800円/回 | 80円/回 |
| 家族支援加算Ⅱ ロ (オンライン) | | | 600円/回 | 60円/回 |
| 送迎加算Ⅰ | 送迎を行った場合(※片道) | | 540円/回 | 54円/回 |

| | | | |
|------------------------|--|-----------------------|--------|
| 利用者負担上限額 管理加算 | 保護者の依頼により負担 上限月額を超えて事業者が 徴収しないように負担額 徴収方法の管理を行った 場合【月1回まで】 | 1,500円 ／回 | 150円/回 |
| 欠席時対応加算Ⅰ | 利用者様が急病等により 利用を中止した際、連絡 調整や相談援助を行った 場合【月4回まで】 | 940円/回 | 94円/回 |
| 個別サポート加算Ⅰイ | ケアニーズの高い利用者様 に対して支援を行った場合 | 900円/日 | 90円/日 |
| 個別サポート加算Ⅰロ | 著しく重度の利用者様に 対して支援を行った場合 | 1,200円 ／日 | 120円/日 |
| 個別サポート加算Ⅱ | 要保護・要支援の利用者様 に対して児童相談所や こども家庭支援センター 等と連携し支援を行った 場合 | 1,500円 ／日 | 150円/日 |
| 個別サポート加算Ⅲ | 不登校児童に対して通常の 発達支援に加えて、学校と の連携を図りながら支援 を行った場合 | 1,500円 ／日 | 150円/日 |
| 福祉・介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）イ | 職員の就業環境が、国の 定めた基準を満たし整備 されている場合 (1か月あたり) | 所定利用料に 15.5%を乗じた金額 | |
| 福祉・介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）ロ | | 所定利用料に 16.1%を乗じた金額 | |
| 福祉・介護職員等処遇 改善加算（Ⅱ）イ | | 所定利用料に 15.2%を乗じた金額 | |
| 福祉・介護職員等処遇 改善加算（Ⅱ）ロ | | 所定利用料に 15.8%を乗じた金額 | |
| 福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅲ） | | 所定利用料に 14.2%を乗じた金額 | |
| 福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅳ） | | 所定利用料に 11.9%を乗じた金額 | |

(2) その他費用（実費）

① 昼食代 1食あたり700円、おやつ代 100円

② おむつ代

③ 創作的活動やレクリエーションにかかる材料費等

④ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で保護者様に負担頂くことが適当であると認められたものについては代金を請求します。

⑤ 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用 超えた地点から1kmごとに105円

⑥ キャンセル料

利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記の料金を請求する場合があります。

利用者様が入院等特別な状態になった場合は、当日のキャンセルであっても料金は請求

8. 連携事業者

事業者は、下記の障害福祉サービス事業者との連携協定を締結しています。サービスの提供にあたっては連携事業者の助言・支援を受け、適切な障害福祉サービスが提供できるよう配慮します。

| | |
|----------|------------|
| 連携協定事業者名 | 社会福祉法人 七草会 |
|----------|------------|

9. 事故発生時の対応方法について

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者様ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 万一の事故に備え下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

| | |
|------|--------------------------|
| 保険会社 | あいおいニッセイ同和損保 |
| 保険名称 | 介護保険・社会福祉事業者総合保険 |
| 保険内容 | 対人賠償 — 5,000万 |
| | 対物賠償 — 500万 |
| | 管理財物 — 100万 |
| | 使用不能 — 3,000万 |
| | 人格権侵害 — 500万 |
| | 見舞金 — 0.3万～5万（治療・入院等による） |
| | 事故対応費用 — 500万 |
| | 経済的損害 — 100万 |

10. 非常災害対策

非常災害時は別途定める消防計画に則って対応します。防災訓練は利用者様と共に行います。

- ・ 防災設備 …… 消火器3本・スプリンクラー・自動火災報知機
- ・ 防災訓練 …… 年2回以上実施
- ・ 防火責任者 … 防火担当職員

11. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者様及びご家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者様及びご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び職員はサービスを提供するうえで知り得た利用者様及びご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ③ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を保持させるため、在職中及び離職後もその秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- (2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等での使用など、他の障害福祉サービス事業者等に利用者様及びご家族の個人情報を提供することはありません。
- ② 事業者は、利用者様及びご家族に関する個人情報が含まれている記録物（紙面のほか、電磁的記録も含む）については、管理者の注意をもって管理し、処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。

- ③ 事業者が管理する情報については、保護者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。開示に際して複写料などが必要な場合は保護者様の負担となります。

12. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者様等の人権の擁護や虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選任します。

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 | 高橋 愛香 |
|-------------|-----|-------|

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備します。

- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年2回以上実施します。

- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

- ⑥ 虐待の防止のための指針を整備します。

- (2) 事業者は、職員または養護者（利用者様のご家族等現に養護する者）から虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに、虐待の早期発見のため行政が行う調査等に協力します。

13. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 事業所における苦情対応

担 当 管理者

電話番号 0267-26-0807

（受付時間：月曜日～金曜日、9時～17時）

- (2) その他

事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

小諸市福祉課 0267-22-1700

佐久市福祉部福祉課 0267-62-3147

御代田町保健福祉課福祉係 0267-32-6522

長野県障がい者支援課 026-235-7149

長野県障がい者権利擁護センター 026-235-7107

長野県社会福祉協議会 026-228-4244

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | | |
|------------|---|-----|
| 実施の有無 | 有 | 無 |
| 実施した直近の年月日 | 年 | 月 日 |
| 実施した評価機関名称 | | |
| 評価結果の開示状況 | 有 | 無 |

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

共生型放課後デイサービスの提供開始にあたり、利用者様及び通所給付決定保護者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

| | | | |
|-----|--------|-----------------|---|
| 事業者 | 法人 | エフビー介護サービス株式会社 | ㊞ |
| | 法人所在地 | 長野県佐久市長土呂159番地2 | |
| | 事業所名称 | デイサービス桜花 | |
| | 事業所番号 | 2050800131 | |
| | 事業所住所 | 長野県小諸市大字八満68番地1 | |
| | 電話番号 | 0267-26-0807 | |
| | 事業所管理者 | 高橋 愛香 | |

契約書及び本書面により事業者から共生型放課後デイサービスについての重要事項の交付及び説明を受け、内容について承諾しました。

通所給付決定
保護者様

住所 〒

電話

氏名

㊞

利用者様（児童）氏名

代理人様

住所 〒

電話

氏名

㊞

連帯保証人様

住所 〒

電話

氏名

㊞